

「コンサドーレ札幌」関東地区後援会 規約 の改正について

1. はじめに

「コンサドーレ札幌」関東地区後援会 規約 の改正について、提案いたします。

2. 背景

「コンサドーレ札幌」関東地区後援会の事務局の連絡先は、事務局長の店舗に置いています。

今回、店舗が移転しましたので、連絡先も変更となりました。

(変更後連絡先)

〒241-0025

横浜市旭区四季美台81-61 きまめ屋ビーンズ気付

045-367-3739 (TEL/FAX 共用)

今後何らかの理由で、連絡先が変更になることが考えられるため、規約中で連絡先について言及している部分を改正し、連絡先は役員会で決定指定できるよう規約を改正したいと考えています。

3. 改正案

第6条 第2項 の改正を提案いたします。

(改正前)

2 「本会」の事務を処理するために事務局及び会長が指名する事務局長を置き、事務局は役員会が決定した業務及び予算を執行するものとします。なお、事務局は「きまめ屋ビーンズ」内に置くものとします。

(改正後)

2 「本会」の事務を処理するために事務局及び会長が指名する事務局長を置き、事務局は役員会が決定した業務及び予算を執行するものとします。なお、事務局の連絡先は役員会で決定し、会員へ周知します。

承認の程、よろしく願いいたします。